

第3 令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて

令別表第一に掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念及び規制目的等を考慮して次により行うこと。

- 1 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとに、その実態に応じて令別表第一に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。
- 2 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の（1）又は（2）に該当するものとする。
 - （1）令別表対象物の区分に応じ、別表（イ）の欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）に機能的に従属していると認められる同表（ロ）の欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）で、次のアからウまでに該当するもの。
 - ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。
 - （ア）主たる用途に供される部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をさすものである。
 - （イ）管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造及び建築設備（電気、ガス、給排水等）等の設置、維持又は改修にあたって、全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。
 - イ 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。
 - （ア）従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次のa及びbに該当すること。
 - a 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。
 - b 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。
 - （イ）従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するものであるもの。
 - ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

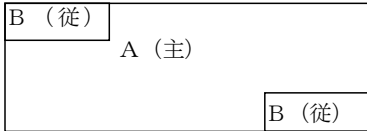
なお、従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。
 - （2）主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、便所、管理室、倉庫及び機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合

※ 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト及びダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範に共用される機械室及び電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関及びロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

参 考 図	判 定 条 件	項の判定
 A : 主たる用途部分、B : 従属的用途部分	(1) 管理権原者が同一人 (2) 利用者が同一又は密接な関係にある (3) 利用時間がほぼ同一 (以上全てを満たす場合)	単体用途 防火対象物
 A : 主たる用途部分、C : 独立用途部分	(1) A部分の面積 $\geq$ 延べ面積 $\times 0.9$ (2) C部分面積 $< 300\text{m}^2$ (以上全てを満たす場合)	単体用途 防火対象物
 A : 主たる用途部分、C : 独立用途部分	(1) A部分の面積 $<$ 延べ面積 $\times 0.9$	複合用途 防火対象物
	(2) C部分面積 $\geq 300\text{m}^2$	複合用途 防火対象物

3 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

(1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該用途に供される部分の床面積の合計が 50m^2 以下の場合、一般住宅に該当するものであること。

(2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は当該用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該用途に供される部分の床面積の合計が 50m^2 を超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ア 一般住宅は、前記2、(1)で定める従属的な部分に含まれないものであること。

イ 一般住宅と令別表対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。

4 同一敷地内及び隣地の一般住宅に付属する物置又は車庫で、事業を営まないものは令別表対象物には該当しないこと。

項 目	例 示	項 の 判 定
住宅 > 令別表対象物で 50㎡以下のもの	住宅 令	一般住宅
住宅 < 令別表対象物	令 住宅	令別表対象物 (単体用途)
住宅 > 令別表対象物で 50㎡を超える もの	住宅 令	複合用途防火対象物
住宅 ≡ 令別表対象物	令 住宅	複合用途防火対象物

別表

区分	(イ) 主たる用途部分	(ロ) 従属的用途部分
(1) 項イ	<u>舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室</u> <u>大道具・小道具室、衣装部屋、練習室</u>	<u>食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、</u> <u>クローク、観覧場の会議室及びホール</u>
(1) 項ロ	<u>集会室、会議室、ホール、宴会場</u>	<u>食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室、売店、</u> <u>遊戯室、託児室、サロン、談話室、結婚式場、クローク</u>
(2) 項イ	<u>客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室</u>	<u>託児室、専用駐車場、クローク</u>
(2) 項ロ	<u>遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場</u> <u>ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席</u>	<u>売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、クローク、談話室、</u> <u>サウナ室</u>
(2) 項ハ	<u>客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、</u> <u>待合室、舞台部、休憩室、事務室</u>	<u>託児室、売店、専用駐車場</u>
(3) 項イ	<u>客席、客室、厨房、宴会場、リネン室</u>	<u>結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー</u>
(3) 項ロ	<u>客席、客室、厨房、宴会場、リネン室</u>	<u>結婚式場、専用駐車場、託児室、娯楽室、会議室</u>
(4) 項	<u>売場、荷捌き室、商品倉庫、食堂、事務室</u>	<u>催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、</u> <u>美・理容室、診察室、集会室、貸衣装室</u>
(5) 項イ	<u>宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室</u> <u>洗濯室、配膳室、リネン室</u>	<u>娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、両替所、</u> <u>ビアガーデン、旅行代理店、専用駐車場、図書室、</u> <u>美・理容室、喫茶室、プール、遊技室、催物室サウナ室</u>
(5) 項ロ	<u>居室、寝室、厨房、食堂、教養室、浴室、休憩室、</u> <u>共同炊事場、洗濯室、リネン室</u>	<u>売店、専用駐車場、ロビー、面会室</u>
(6) 項イ	<u>診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、</u> <u>機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、</u> <u>付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、</u> <u>浴室、臨床研究室</u>
(6) 項ロ	<u>居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房</u>	<u>売店</u>
(6) 項ハ	<u>居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房</u>	<u>売店</u>
(6) 項ニ	<u>教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館</u>	<u>食堂、売店</u>
(7) 項	<u>教室、職員室、体育館、講堂、図書館、会議室、厨房</u> <u>研究室、クラブ室、保健室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の集会室、</u> <u>学童保育室</u>
(8) 項	<u>閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室</u> <u>保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場</u>
(9) 項イ	<u>脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室</u> <u>ロッカー室、クリーニング室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室</u>
(9) 項ロ	<u>脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室</u>	<u>専用駐車場</u>
(10) 項	<u>乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取</u> <u>扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室</u>	<u>売店、食堂、旅行案内所</u>
(11) 項	<u>本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂</u>	<u>宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場、図書室、娯楽室</u>
(12) 項イ	<u>作業室、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫</u>	<u>売店、食堂、専用駐車場、託児室</u>
(12) 項ロ	<u>撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室</u>	<u>売店、食堂、専用駐車場、喫茶室、ラウンジ</u>
(13) 項イ	<u>車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室</u>	<u>売店、食堂</u>
(13) 項ロ	<u>格納庫、修理場、休憩室、更衣室</u>	<u>専用駐車場</u>
(14) 項	<u>物品庫、荷捌き室、事務室、休憩室、作業室</u>	<u>売店、食堂、専用駐車場、展示室</u>
(15) 項	<u>事務室、休憩室、会議室、ホール、</u> <u>物品庫（商品倉庫を含む。）</u>	<u>売店、食堂、専用駐車場、診療室、喫茶室、体育室、</u> <u>理容室、展示室、展望施設</u>

※ 下線のあるものは、「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す。